

人権教育、啓発の推進について

基本条例

第 13 条 市は、学校教育、社会教育その他の生涯を通じたあらゆる教育の場において、豊かな人権感覚の育成と平和意識の醸成のために必要な取組を行うものとする。

2 市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して、国内外及び地域の実情に応じた啓発活動に努めるものとする。

人権教育、啓発に関する市の主な取組（R4 年度）※今後の予定含む

◆市民全体に対する取組

- ・くにたち人権月間 2022（12 月）
- ・くにたち男女平等参画ステーション・パラソルでの企画事業、情報発信（通年）
- ・「わくわく塾くにたち」等の各種講座（通年）
- ・公民館での講座（通年）
- ・図書館での企画や蔵書（通年）
- ・多摩東人権擁護委員協議会地域ネットワーク事業（1 月）
- ・その他、啓発ポスターの掲示等

◆市職員に対する取組

- ・人権条例、ソーシャル・インクルージョン研修（秋以降）
- ・LGBT 研修（7 月）
- ・その他、市内で発生した人権課題に応じた研修

◆学校に対する取組

- ・人権擁護委員による活動
（人権の花運動（小学校）、子どもたちからの人権メッセージ（小学校）、人権作文コンテスト（中学校））
- ・人権・平和のまちづくり審議会委員のうち当事者市民による出前講座（秋頃）
- ・ジェンダーに関する出前講座（小中高校）
- ・教員研修